

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都江戸川区松江六丁目3番14号

氏名 株式会社 伸光  
代表取締役 尾身 治彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 上田 清司



許可の年月日 平成26年2月14日

許可の有効年月日 平成30年12月13日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）

積替え保管を除く： 燃え殻

汚泥

廃油

廃酸

廃アルカリ

廃プラスチック類(\*)

紙くず

木くず

繊維くず

動植物性残さ

ゴムくず

金属くず

ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(\*)

鋳さい

がれき類(\*)

ばいじん

以上16種類

※ 産業廃棄物の種類に(\*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
該当なし3. 許可の条件  
特になし

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	指令番号	変更内容
平成10年12月14日	指令中環第6-237号	新規許可
平成11年12月15日	指令中環第8-72号	変更許可
平成21年2月24日	指令中環第10-297号	更新許可
平成24年7月30日	—	変更届（住所及び代表者）
平成26年2月14日	指令産廃第9-943号	更新許可

複写不可  
本朱印無きものは無効5. 積替え許可の有無 有・無  
（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無